

折々の記 No190 : 毅然たる対応と国内外世論の喚起を！ (平成24年4月11日記)



本日(4月11日)機会を得て「竹島問題の早期解決を求める東京集会」(1330～1445 於憲政記念館、主催:日本の領土を守るため行動する議員連盟、竹島・北方領土返還要求運動島根県協議会)に参加した。

会場は立ち見や別会議室での参加となる等の熱気に包まれた集会となった。

主催者側として、超党派の国会議員約100人の議員連盟会長の山谷えり子氏、島根県民会議会長(島根県議会議長)や知事や町長等、共産党を除く各

党代表をはじめとする国会議員62名や政府側から外務副大臣と首相補佐官が参加し、挨拶、意見表明等を行った後、以下の決議文が満場一致で採択された。

1 竹島問題の早期解決を求める特別決議

竹島は、歴史的に見ても国際法に照らしても我が国固有の領土であり、竹島問題は日本が抱える領土問題の一つである。

最近の竹島を巡る韓国側の動きを見ると、竹島にヘリポートなど各種施設を建設したり、韓国の主要閣僚が竹島を訪問する一方で、日本の国会議員の入国を拒否するなど、竹島占拠を既成事実化しようとする動きを強めており、決して容認することはできないものである。

こうした韓国側の動きに歯止めをかけ、そして竹島問題の一日も早い平和的解決を図るためには、日本政府の毅然とした姿勢による外交交渉とそれを後押しする力強い国民世論が必要である。

この度、竹島問題解決に向けた国政レベルでの新たな取り組みとして、政府や国内世論に向け、以下6点について実現を強く要望する。

- 1 2月22日の竹島の日を閣議決定し、オールジャパンの体制で竹島問題の早期解決をはかること。
- 2 内閣府に領土を守る総合的な部局を作ること。
- 3 国際司法裁判所提訴を含め、国連、国際社会に竹島が日本の領土であることを広くアピールすること。
- 4 学校教育において竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。
- 5 政府公報等を通じ国民世論の理解が得られるような啓蒙活動に取り組むこと。
- 6 島根県で開催される、「竹島の日」には、政府関係者の出席を求め、今後これを政府主催で運営すること。

以上決議する。

平成24年4月11日

竹島問題の早期解決を求める東京集会
日本の領土を守るため行動する議員連盟
竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議

2 参考事項等：竹島学習リーフレット等から

(1) 昔の竹島と日本との関わり

江戸時代初め、日本人が幕府の許可を得て鬱陵島で林業や漁業を行い、その行き帰りに現在の竹島で漁業を行っていた。1661（寛文元）年以降、現在の竹島についても幕府の許可を得て漁業が行われた。

明治30年代になると、日本人によるアシカ猟やアワビ・ワカメ漁が現在の竹島で本格的に行われるようになり、日本各地から竹島に漁に来るようになった。アシカの絶滅を心配した隠岐の中井養三郎は、竹島でのアシカ猟を許可制にするため、竹島を日本の領土とすることを政府に願い出た。政府は、これまでどこの国も竹島を自国の領土としていないこと、日本人しか実際に漁業を行っていないことを確認し1905（明治38）年1月、竹島の領土編入を閣議決定した。これを受けて、**島根県は同年2月22日、竹島が島根県隠岐の管轄になったことを正式に告示した。**

以後、竹島での漁業は県の許可制となり、30数年続けられた。韓国は、日本の竹島領土編入を「侵略（韓国併合）の第一歩」だと主張しているが、現在の竹島が韓国の領土であったことはなく、日本人による漁業が長く行われてきたことから、日本が竹島を領土編入したことが「曼略の第一歩」などではないことは明らかである。

(参考事項 本日の産経WEBから)

竹島の実測原図 旧日本軍、明治41年に測量

島根県竹島（韓国名・独島）を旧日本海軍が明治41（1908）年に測量した実測原図が海上保安庁に所蔵されていることが10日、同県竹島資料室の調査で分かった。原図は、旧日本海軍水路部が経緯度を実測した記録「本標 経緯度実測原簿」（縦30センチ、横21センチ）。竹島資料室が今年3月、海上保安庁海洋情報部（東京都）の資料を調査し、新たに見つかった。測量時の竹島経緯度が記された経緯度表も初めて確認された。（以下略）

(2) 領土問題の発生

ア サンフランシスコ平和条約

「第2条：日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄する。」韓国は、この条約を準備していたアメリカに「日本が放棄する島に竹島を加えて欲しい」と願い出た。これに対してアメリカは、「竹島は、1905（明治38）年頃から島根県隠岐支庁の管轄下であり、これまで朝鮮領土として扱われたことはなく、領土主張がなされたとも思わない。」（ラスク書簡）と回答し、韓国の要求を拒否した。こうして、竹島が日本領土であることが平和条約上も確認されたのである。

イ なのに、何故韓国が占拠しているのか？

サンフランシスコ平和条約の効力が発生する3か月前の1952（昭和27）年1月18日、韓国の李承晩大統領は、突然「李承晩ライン」（海洋主権宣言）を宣言して竹島をライン内に取り込んだ。これが竹島問題の始まりである。日本政府は直ちに抗議し島根県は竹島に標柱を建てた。しかし韓国は日本の巡視船に発砲するなどして竹島を占拠した。韓国は以後、竹島に灯台を設置し、海洋警察隊を置いて監視を始めた。また、1965（昭和40）年、日韓漁業協定が結ばれて「李承晩ライン」が消滅した後もヘリポートや警察隊員の宿舎、不倒を建設するなどして今日まで不法占拠を続けている。

ウ 終戦直後の竹島の扱い

第2次世界大戦終了後、GHOによって「マッカーサーライン」が引かれ、竹島周辺12海里に日本漁船は近付けなくなり、(制限水域はその後周辺3海里まで縮小)。また一時的に竹島を日本の行政権が及ばない範囲とした。しかし、どちらの指令も日本の領土を決めたものではなく、竹島を韓国の領土としたものでもない。従って、「サンフランシスコ平和条約」発効で日本が主権を回復するよりも早くGHOは「マッカーサーライン」を廃止し、そして「サンフランシスコ平和条約」で竹島は日本の領土であることが最終的に確定したのである。

しかし、韓国はGHOの二つの指令を根拠に竹島の領有を主張し、「李承晩ライン」宣言やその後の不法占拠を行った。そしてこの後、竹島は日本による侵略の最初の犠牲となった地であると韓国は主張するようになり、この主張は韓国人の心をとらえ、竹島問題の解決を難しくさせている。

(3) 主権が侵害されていることにより起こっている問題

- ① 竹島やその周辺12カイリに行けない。



- ② 漁業が自由にできない
排他的経済水域(EEZ)の境界線は竹島と鬱陵島の間にかれるべき
- ③ 海洋資源の権利の行使ができない
韓国は一方的に総合海洋科学基地の建設を計画し、海洋資源調査を
- ④ 日韓漁業協定で竹島周辺に設定した「暫定水域」は本来日韓の共同管理の筈が、事実上日本漁船は撤退、12海里には近づけない

(4) 平和的に解決するために

ア 国際司法裁判所への提訴

昭和29年および昭和37年国際司法裁判所への提訴を提案するも韓国が拒否(参考) 1953年、英仏がイギリス海峡のマンキエ・エクレオ諸島を巡って争った裁判では、イギリスがこの島々に直接行政権を行使していた事実が決め手となり、イギリスが勝訴した。既成事実化・実効支配は強い。

イ 国の動き

- ① 中学校学習指導要領社会編

「また、我が国と韓国の間には竹島を巡って主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。」

- ② 外務省発行「竹島問題を理解するための10のポイント」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/pmp_10issues.pdf

ウ 島根県の動き

1905年(明治38年)の島根県告示から100年目の2005(平成17)年2月22日を「竹島の日」とする条例を策定

3 各党挨拶等を聞いて

- (1) 島根県での開催よりも東京での開催がインパクトは確かにあろう。
- (2) 政権にある者や近い者は、平和的・外交努力、重層的努力により解決を図るというが、具体的には何をするのか、何もしないことと同義ではないのか。政府の及び腰が情けない。それはかつて政権にあった自民党も同じだ。
- (3) 日韓の未来志向のためとの口実で、竹島問題を正面から取り上げずに避けてきてはいないか？竹島問題の解決が未来志向の前提である。(JC代表)
- (4) 今回の決議に対して、各党とも異論はない(共産党代表は欠席なので意図は不明)のならば、それが実現されるべく努力するべきだ。リップサービスは聞き飽きた。
- (5) 日本は国内外への情報発信力が極めて脆弱だ。国民の啓発のための情報発信も含め、国際的にも積極的に情報発信すべきである。
- (6) 知恵を出して解決したいとの表明もあったが、どのような知恵を出そうというのか、具体性もなく綺麗ごと過ぎる。日本はポストモダン、韓国はモダン、従って韓国をポストモダンのレベルに引き上げることによって解決の糸口？等々の挨拶もあったが、主権や領土問題の解決と云うのはそんなものだろうか、疑問だ。
- (7) 武力による国際紛争の解決は可能ならば回避すべきであるが、その様な我が国の対応が彼の国を増長させてはいないか？国力の強化と毅然たる態度のみが唯一の解決策ではないだろうか？相手が強く出ると引き下がるという弱腰の対応を絶対にとるべきではない。そもそも軍事力を背景にしない外交は所詮無力であるということを銘肝すべきである。
- (8) 「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という我が国憲法の前文は、妥当かどうか見直すべきとの某党の表明には共感を覚ゆ。
- (9) 李承晩ライン設定から60年、無力感を感じないではないが、挫けずに引き続き更なる努力を強力推進するしかないか！

